

## 別表 1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇 - 〇 - 〇〇〇〇〇

1～3 桁目	002
4～5 桁目	01：本社 02：弘前支社 03：八戸支社
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価(新築住宅)
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

## 別表2 評価料金

### 【各料金表における共通事項】

- ・共同住宅等とは共同住宅及び長屋建住宅並びに併用住宅をいう。
- ・住戸が1の併用住宅は一戸建ての住宅の料金を適用する。
- ・Mは評価対象住戸数とする。
- ・mは住戸タイプ数とする。(※当センターとの協議による)
- ・Nは検査回数とする。

### (1) 設計住宅性能評価料金

税抜金額 (円)

種別	床面積の合計	必須評価事項のみ	選択評価事項あり
一戸建ての住宅	200㎡以下	46,000	必須評価事項のみの料金に (2)の額を加算した額
	製造者認証の活用	32,000	
	200㎡を超えるもの	58,000	
	製造者認証の活用	40,000	
共同住宅等	500㎡以下	61,000+6,000(m+M)	
	500㎡を超え 1,000㎡以下	100,000+6,000(m+M)	
	1,000㎡を超え 5,000㎡以下	130,000+6,000(m+M)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下	260,000+6,000(m+M)	
	10,000㎡を超え 50,000㎡以下	570,000+6,000(m+M)	
	50,000㎡を超えるもの	720,000+6,000(m+M)	
※一戸建ての住宅で5-2一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、3,000円を加算する。 ※共同住宅等で5-2一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、1,000mの額を加算する。 ※同一タイプの一戸建ての住宅又は共同住宅等を、複数棟同時申請する場合の料金の算出方法は当センターとの協議による。			

## (2) 選択評価事項を選択した場合の設計住宅性能評価料金を加算する額

税抜金額 (円)

選択評価事項	一戸建ての住宅	共同住宅等
1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	/	/
1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		
1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		
2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	2,000	1,000m
2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))		
2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)		
2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)		
2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)		
2-4 脱出対策(火災時)		
2-7 耐火等級(界壁及び界床)		
4-4 更新対策(住戸専用部)	/	1,000m
6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)	2,000	1,000m
6-2 換気対策		
7-1 単純開口率	2,000	1,000m
7-2 方位別開口比		
8-1 重量床衝撃音対策	2,000	1,000m
8-2 軽量床衝撃音対策		
8-3 透過損失等級(界壁)		
8-4 透過損失等級(外壁開口部)		
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	2,000	1,000m
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)		
10-1 開口部の侵入防止対策	2,000	1,000m

※mは住戸タイプ数とする。

## (3) 変更設計住宅性能評価料金

税抜金額 (円)

種別	床面積の合計	必須評価事項のみ	選択評価事項あり
一戸建ての住宅	200㎡以下	設計住宅性能評価料金の2分の1の額とする	
	200㎡を超えるもの		
共同住宅等	500㎡以下		
	500㎡を超え 1,000㎡以下		
	1,000㎡を超え 5,000㎡以下		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下		
	10,000㎡を超え 50,000㎡以下		
50,000㎡を超えるもの			
※当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を当センター以外から受けている場合は、新たに設計住宅性能評価を受けたものとして(1)の料金を適用する。			

## (4) 建設住宅性能評価料金

税抜金額 (円)

種別	床面積の合計	必須評価事項のみ	選択評価事項あり
一戸建ての住宅	200㎡以下		87,000
		製造者認証の活用	60,000
	200㎡を超えるもの		96,000
		製造者認証の活用	68,000
共同住宅等	500㎡以下		42,000N+14,000M
	500㎡を超え 1,000㎡以下		71,000N+14,000M
	1,000㎡を超え 5,000㎡以下		105,000N+14,000M
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下		145,000N+14,000M
	10,000㎡を超え 50,000㎡以下		330,000N+14,000M
	50,000㎡を超えるもの		770,000N+14,000M

必須評価事項のみの料金に  
(5)の額を加算した額

※住戸が1の併用住宅は一戸建ての住宅の料金を適用する。  
 ※化学物質の濃度測定を行う場合は(9)の額を加算する。  
 ※遠隔地の場合は(10)の額を加算する。

## (5) 選択評価事項を選択した場合の建設住宅性能評価料金に加算する額

税抜金額 (円)

選択評価事項	一戸建ての住宅	共同住宅等
1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	/	/
1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		
1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)		
2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	2,000	500M
2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))		
2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)		
2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)		
2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)		
2-4 脱出対策(火災時)		
2-7 耐火等級(界壁及び界床)		
4-4 更新対策(住戸専用部)	/	500M
6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)	2,000	500M
6-2 換気対策		
7-1 単純開口率	2,000	500M
7-2 方位別開口比		
8-1 重量床衝撃音対策	2,000	500M
8-2 軽量床衝撃音対策		
8-3 透過損失等級(界壁)		
8-4 透過損失等級(外壁開口部)		
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	2,000	500M
9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)		
10-1 開口部の侵入防止対策	2,000	500M

※Mは評価対象住戸数とする。

(6) 当センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金に加算する額

税抜金額 (円)

種別	床面積の合計	必須評価事項のみ	選択評価事項あり
一戸建ての住宅	200㎡以下	設計住宅性能評価料金の2分の1の額	
	200㎡を超えるもの		
共同住宅等	500㎡以下		
	500㎡を超え 1,000㎡以下		
	1,000㎡を超え 5,000㎡以下		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下		
	10,000㎡を超え 50,000㎡以下		
50,000㎡を超えるもの			

(7) 変更建設住宅性能評価料金

税抜金額 (円)

種別	床面積の合計	必須評価事項のみ	選択評価事項あり
一戸建ての住宅	200㎡以下	建設住宅性能評価料金の4分の1の額	
	200㎡を超えるもの		
共同住宅等	500㎡以下	建設住宅性能評価料金の4分の1の額 ただし、N=1とする	
	500㎡を超え 1,000㎡以下		
	1,000㎡を超え 5,000㎡以下		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下		
	10,000㎡を超え 50,000㎡以下		
50,000㎡を超えるもの			

※当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を当センター以外から受けている場合は、新たに建設住宅性能評価を受けたものとして(4)の料金を適用する。

(8) 建設住宅性能評価の再検査料金

税抜金額 (円)

種別	料 金
一戸建ての住宅	1回の検査につき 30,000
共同住宅等	1回の検査につき 60,000

## (9)室内空気中の化学物質の濃度を測定する場合の建設住宅性能評価料金に加算する額

(測定バッチを利用した簡易測定方法)

税抜金額(円)

測定箇所数	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC
1	37,000	44,000
2	31,000×箇所	40,000×箇所
3～5	28,000×箇所	37,000×箇所
6～10	26,000×箇所	34,000×箇所
11～30	23,000×箇所	32,000×箇所

※遠隔地の場合は(10)の額を加算する。

## (10)遠隔地の場合の建設住宅性能評価料金に加算する額

税抜金額(円)

遠隔地	加算額
むつ市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡、下北郡	10,000N

※上記遠隔地内で当センター各事務所から直線距離25km以下の範囲にある地域は除く。  
※Nは検査回数とする。

## (11)その他の検査業務と同時申請時

同時申請の検査の種類	評価料金から減ずる額
建築基準法第6条の2第1項の確認検査申請	5,000円
建築基準法第7条の4第1項の中間検査申請	10,000円
建築基準法第7条の2第1項の完了検査申請	10,000円

## (12)住宅性能評価書の再交付手数料

税抜金額(円)

一戸建ての住宅、共同住宅等	1通につき 5,000円
---------------	--------------

### 別表3

#### (1) 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行った場合の返還の額

一戸建ての住宅においては、第4回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅においては、竣工時現場検査を実施した日以降は、手数料を返還しない。  
 室内空気中の化学物質の濃度測定にかかる加算額の返還については、その手配及び実施状況により当センターと申請者間にて別途協議し決定する。

種別	申請の取り下げを行った時期	当該申請料金に乗ずる額
一戸建ての住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査を実施した日から第4回の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査の前日まで	$0.95 \times (1 - J \div N)$ ※Jは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。

様式 A-16 評価員証等

住宅の品質確保の促進法に関する法律第13条の規定に基づく	
	評価員証 <u>NO</u>
	下記の者は、当社の評価員であることを証明する。
	平成 年 月 日発行
	氏名 _____
	昭和 年 月 日生
	株式会社 建築住宅センター 印
青森市本町四丁目5番5号	TEL 017-732-7732

評価補助員証	
	<u>NO</u>
	下記の者は、当社の評価補助員であることを証明する。
	平成 年 月 日発行
	氏名 _____
	昭和 年 月 日生
	株式会社 建築住宅センター 印
青森市本町四丁目5番5号	TEL 017-732-7732

(裏面：共通)

(注意)
1. 性能業務にあたっては、本証を常に携帯すること。
2. 本証を紛失またはき損したときは、直ちに再交付をうけること。
3. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
4. 身分を失ったときは必ず返還すること。
5. 本証の有効期間は、平成 年 月 日